

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

○宅地建物取引業法第六十七条による告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)

○昭和五十四年交通局告示第十一号(東京都乗合自動車)の運行系統の名称及び区間の一部改正

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

○土地改良事業の工事完了

告示

●東京都告示第十八十三号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定に基づき、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定に基づき、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十三年七月十九日

東京都知事 石原慎太郎

商号 代表者氏名 主たる事務所の所在地 免許証番号 免許年月日

株式会社 代表取締役 渋谷区恵比寿西一丁目 東京都知事 平成二
エイムト 大橋 康一 寿西一丁目 二 第八一五
レーディ 一番二号 四七号 月十日

株式会社 代表取締役 国分寺市東 東京都知事 平成二
ETON 永國 豪己 恋ヶ窪四丁 (3)第七六〇 十年二
JAP 目十五番十 四六号 月十三
AN 三号 日

相互建設 眞壁 永久 葛飾区小菅 東京都知事 平成二
四丁目六番 (四)第三三二 十年九
五号 一六号 月二十
二日

●東京都告示第十八十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年七月十九日

東京都知事 石原慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区東砂七

丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

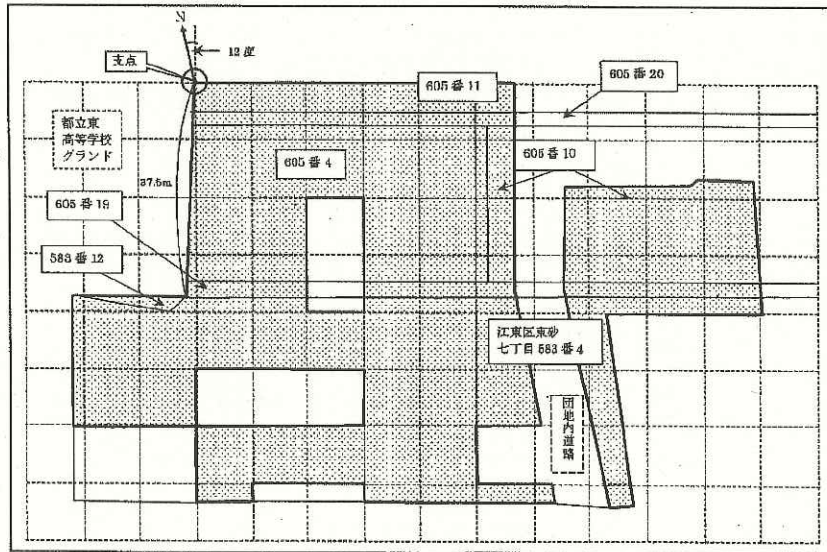
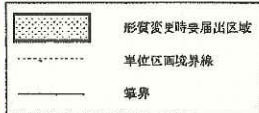
別図

【支点】

支点は、江東区東砂七丁目605番19の土地の最西端（都立東高等学校グラウンド敷地の南東隅）から北北東へ敷地境界に沿って、37.5m進んだ地点とする。

【格子の回転角度：12度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第千八百五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年七月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 要措置区域 別図のとおり（西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字滝田谷津地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定